

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、社会全体の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、人的資本の価値向上が有形・無形資産の価値を高める源泉と捉え、従業員一人ひとりの持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、適切な賃金の引上げを行うとともに、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、第4次中期経営計画の最重要課題の一つである「人的資本経営の推進」の具現化として、2025年4月新人事制度の導入により、給与に限らず、等級・評価制度の改定を行いました。賃金の引上げについては、制度改定とあわせ、近年の物価上昇への対応も盛り込むことで、従業員の成長とモチベーションアップを実現し、更なる企業発展を目指します。教育訓練等については、人事戦略として人材開発・活用を推進し、従業員一人ひとりが能力を発揮できる組織を目指し、全社的な人材育成プログラムの策定に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自動的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/119498-12-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/119498-12-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取り組み状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めてまいります。

以上

2025年12月26日

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美